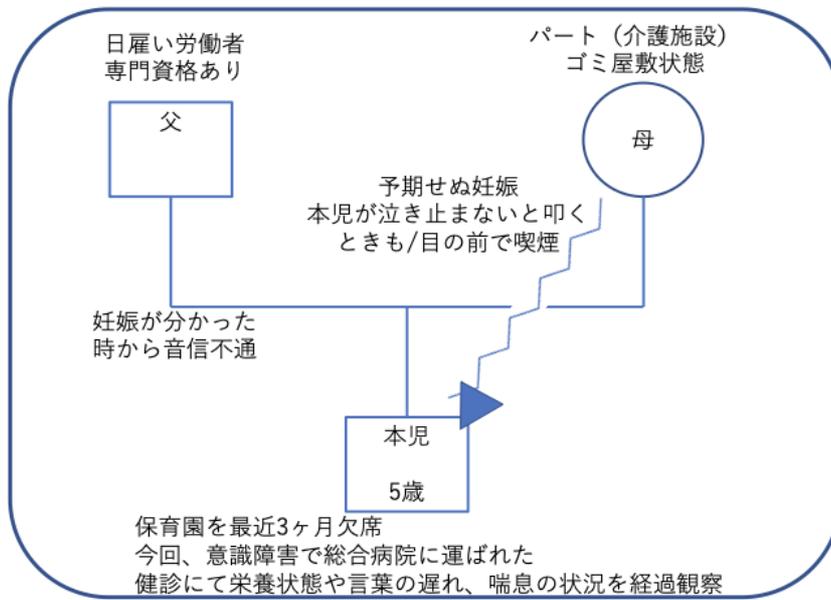


- 保護者が医療機関の支援を被害的に受け取っており、継続的なかわりが続かずにきた事例。断続的に保健師が訪問して養育状態を観察してきていたが、ここ 2 か月は会えていない状態であった。



模擬事例#6：ネグレクト

- 本児：小学4年生（10歳男児）
 - 不登校傾向で、2週間程度連続欠席しては、また数日登校する。
 - 若干発達がゆっくりな傾向が見られる
 - 服が汚い

通告の経緯・現在の状況

- 通告日時は小学校から12月14日18時に貴組織に連絡・通告あり。以下概要。
- 2年前に激しい夫婦喧嘩で近隣から110番通報され、その後警察から面前暴力で児相に送致/係属歴あり。
- 貴組織が母と連絡をとるが、訪問拒否が続き、2か月目ようやく子どもらを家庭訪問で現認した経過がある。その時点では子どもらには特に目立った問題は認められず、母子関係にも問題は認められなかった(父は不在)。
- 現在まで本児は不登校傾向で、欠席が多かったが、小学校では兄の担任が中心になり、本児の担任も含め、週1回はどちらかの担任が家庭訪問時、児童と会えればいろんな話をしている。
- この3ヶ月、担任の訪問を受け入れられず、本児および兄に会えていない。冬休みに入るにあたり、貴組織に心配なケースとして連絡があった。

家族構成

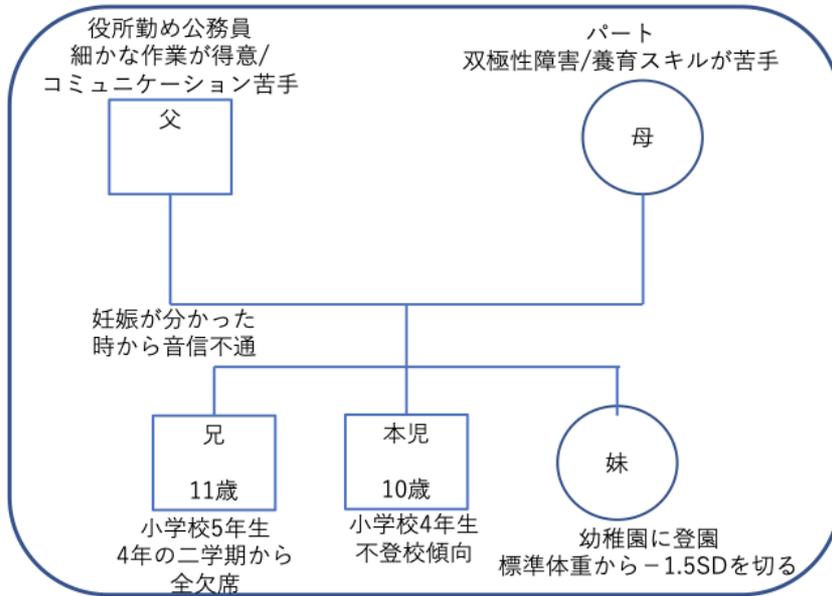
- 母
 - 地元企業で事務のパートをしており、お見合いにて父と結婚
 - 双極性障害があるが、服薬をたまに忘れる。
 - 家庭状況はあまり語らない。養育スキルが苦手で、夫に命令口調で話す
- 父
 - 言葉でコミュニケーションを取るのが苦手なタイプ。
 - 役所勤め公務員
 - 細かな作業が得意。
- 兄：小学5年生（11歳）
 - 小学校4年生の2学期からほぼ全欠席の不登校。
 - 服が汚い
- 妹：幼稚園年長（5歳）
 - 週1日程度欠席しているが、概ね登園
 - 服の汚さは兄二人と比べるとそれほどでもない。
 - ただし、体重は標準体重よりも-1.5SDほど低い

健診・関係機関情報

- 健診や予防接種は受診しており、課題は近隣に住む親族家庭の介護と生活困窮状態のことである。

- 保健センターからの情報で、養育者は世話をしたくないというわけではないが、生活が困窮していて、洗濯や食事が間に合わないことが課題となっている。
- 小学校からの情報で、本児は、朝を食べていないことが多く、昼までにお腹が空いたと母に言うと、お金を渡され、何か買っておいでと言われることが多いという。

模擬事例6 家族図



模擬事例#7：身体的虐待・心理的虐待・性的虐待疑い

- 本児：15歳（高校1年女児）
 - アトピー体質
 - 7歳の妹の面倒はほとんど本児がみている

通告の経緯・現在の状況

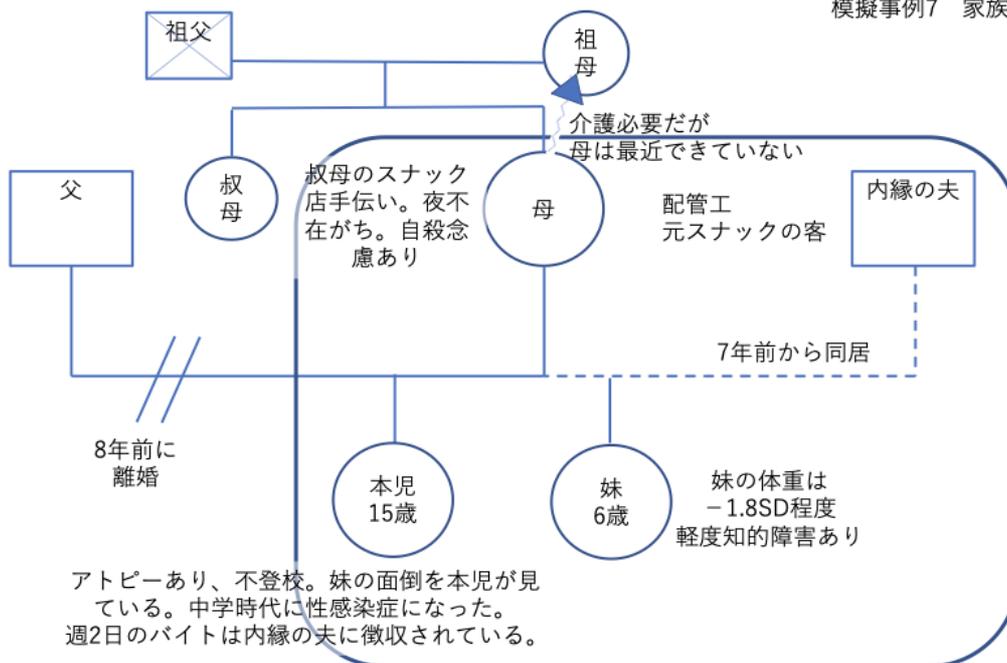
- 連絡時期：高校から2月12日15時頃に、貴組織に連絡。
- 秋口の2学期より、それまでも断続的であった登校が少なくなり、体調の不調と不登校傾向が重複したような状態で不登校日数が増えてきた。
- 家ではずっと妹の世話と家事を担当している様子だが、週2日のバイトは続けている。
- 稼いだ給料は全て内縁の夫に徴収されており、そこから毎日の食事代にしている。
- 本児はアトピーが改善せず、それで体調がイマイチでなかなか登校できないと言う。学校にあまり来れていないのは体調のせいと説明。医療機関を紹介されているものの、未受診。
- 詳しく話を聞いていくと、母は夜はどこかに出かけ、内縁の夫はいつも深夜までパチンコに行っているため、夜は妹とずっと一緒にいるとのこと。「このことは父は周りに話すなど言っている」と語るが、本児の心身の状況は以前と比べて悪くなってきており、着ている服も同じものを着ている。

家族構成

- 母：
 - 以前からスナックをしている姉（本児の母方のおば）の店を手伝っているとのこと、夜は不在がち。
 - 母は実母の介護もしてきたが、現状母自身の心身の体調が良くなく、実母の面倒を見ることができず、自殺念慮がある。
- 内縁の夫：
 - 7年前から母の内縁男性が同居
 - 母のスナックに来る客で、男性も夜は家を空けがちの様子。仕事は配管工事等の仕事
- 父：
 - 本児が小学校低学年時に別居し、その後8年前に離婚。その後面会交流は無し。
- 妹：6歳
 - 妹は内縁男性と母の間の子
 - 妹の体重は-1.8SD程度。
 - 軽度知的障害あり

健診・関係機関情報

- 学校情報で、本児が中学時代に性感染症になったことがあると聞いた。母親は「温泉などでうつったのだろう」と話していたという報告あり
- 健診などは問題なし



模擬事例#8：身体的虐待

- 本児：9歳（小学5年男児）
 - 本児は、担任の若い女性教師と母親には不自然な身体的接触が多く、学校生活でも上手くいかないと言ったり、学校の備品を壊すことなどがある。
 - 授業中落ち着いて机に向かうことができず、立ち歩くなど、授業を聞けていないので学習面で顕著な遅れがある。発達障害様の疑いも強い。
 - 母親に対して、反抗的になったり、急に顔色をうかがい従順な態度を示すこともあり、変化が激しい。

通告の経緯・現在の状況

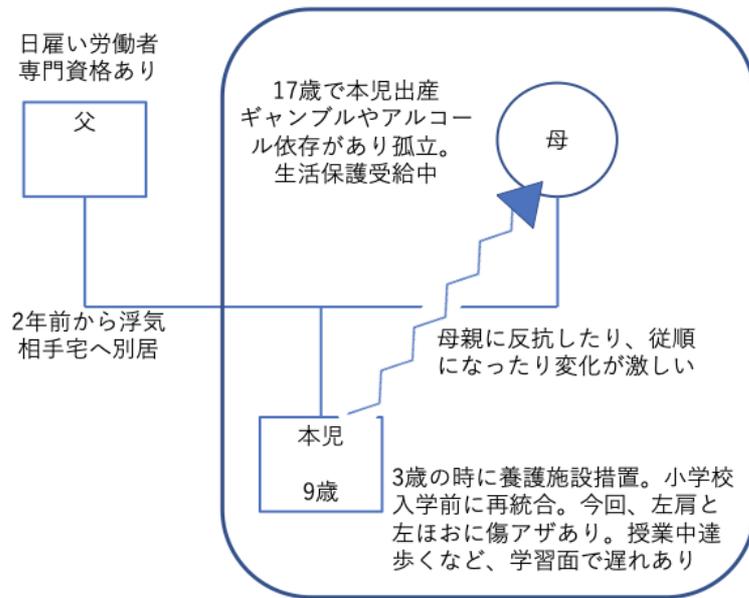
- 小学校から傷アザの様子と本児の言動から心配になったので1月20日16時に貴組織に連絡・通告があった。以下概要。
- 本児が3歳の頃に身体的虐待があり、児童相談所で一時保護、そして養護施設措置により、小学校1年生になる際に母親の元に再統合された。
- 学校で、左肩と左頬にアザがあるのを担任が発見。担任や養護教諭が尋ねたところ、「お母さんが定規で叩いた。でも僕が悪いから」としか言わず、その後沈黙。
- 他にも3ヶ月前に布団たたきで叩かれたという腹部の古い傷や、背中に根性焼きをされた痕があり。
- 本児は、「なぜ叩かれるのか分からない。母親と離れるのは寂しいが、叩かれるところから逃げたい」と言っている。

家族構成

- 母：
 - 母は17歳で若年妊婦として本児出産、母子家庭で生活保護受給中
 - ギャンブルやアルコール依存の疑いがあり、地域で孤立。
- 父：
 - 母が当時付き合っていた大学生の彼氏。未入籍のまま母が出産後、単位不足で退学処分となり、腹いせに乳幼児の本児の目の前で母親に対し、刃物を出し、殺すぞと脅すことが日常的にあった。
 - 本児が小学2年生の時に、父の浮気相手側に転がり込む形で別居。

健診・関係機関情報

- 1歳半健診はOKだが、予防接種が未接種のものがあり、3歳児健診は未受診。
- 学校情報だが、母親自身、過去に不適切養育の家庭で育ったことがあり、別れた父は母の祖父に似ていたと話す。
- 母子寮入寮を保健センターから提案したことがあるが、母親は拒否



模擬事例#9：性的虐待

- 本児：12歳（中学1年女兒）
 - 学校では、友達に対する汚い言葉使いや、人を寄せ付けない態度、教師に対する挑発的な言動がある。
 - 週末も、高校の不良グループと昼からお酒を飲み、その後ショッピングモールでの万引きが見つかり警察沙汰となっている。
 - 家庭は本来厳しく、塾に毎日通わせていたが、本児は拒否し、友達宅に泊まり歩くこともあり、自宅に帰らないことも多い。

通告の経緯・現在の状況

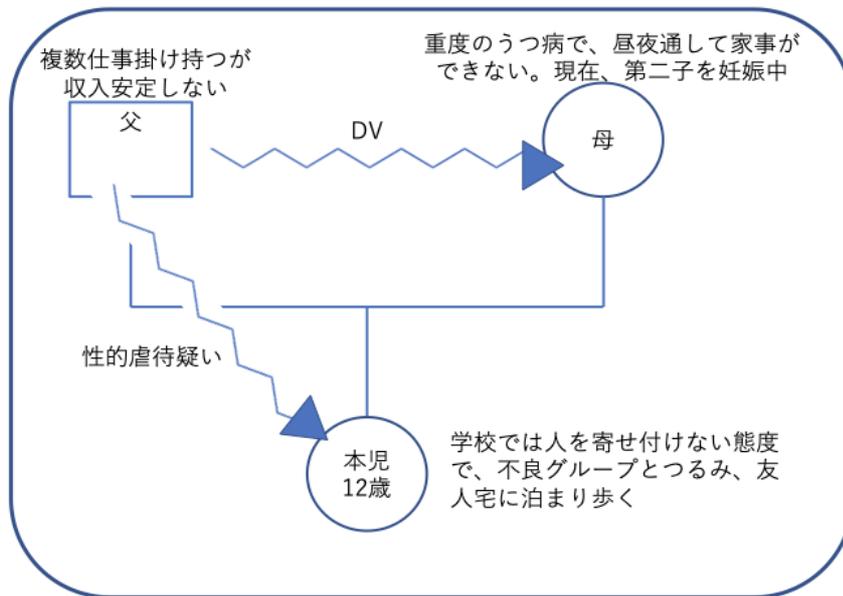
- 中学校から4月20日11時に貴組織に連絡・通告あり。以下概要
- 本児は中学1年生の女兒で、不良グループに入っており、問題行動が度々指摘されてきた。
- 若干発達の疑いもあり、学校の担任から発達障害支援センターの情報提供するも両親は「忙しい」の一点張りで支援サービス利用を拒否。
- 1年ほど前に、本児が小学校で仲の良い友達に「家に帰りたくない。父親が酔っ払って、布団に入って身体を触ってくる」と打ち明けたため、打ち明けられた友人が担任に相談をした。担任から本児に確認すると「信じんなよ。そんなのあるわけないじゃん」と撤回したため、児童相談所への通告はやめた。
- 中学に入り、養護教諭と仲良くなり、本児から「父親から喋るなと言われてきたが、父親からむりやりセックスをさせられて、最近生理がこない」と話す。
- 中学校にて本児に心身不調の様子が見られること、「死にたい」と発言すること、体育の際に服を脱ぐのを嫌がることがある。

家族構成

- 母：
 - 重度のうつ状態であり、昼夜通してあまり家事ができない。
 - 現在母親は妊娠中
- 父：
 - 父親が仕事を掛け持っているが、収入が限られ家庭の生活が安定しない。父親は忙しく、学校から電話しても返信がなかなかない。
 - 母親に対するDVあり

健診・関係機関情報

- これまで本家庭は2，3年に一回は父親の仕事の都合で都道府県をまたいで引越をしてきた。
- 父親から母親はDVを受けていることもあるため、子どもと母親を同時に保護するには、女性相談センターとの調整が必要。



模擬事例#10：性的虐待・心理的虐待・ネグレクト

- 本児：14歳（中学2年女児）
 - 本児は常に人の目を気にしており、意見を上手く言えない。親から怒られるのは自分が悪いからだと認識している。
 - 遅刻しがちだが、欠席はない。
 - リストカット跡を隠すため、必ず服装は長袖

通告の経緯・現在の状況

- 中学から5月15日午前9時に貴組織に連絡・通告あり。以下概要
- 両親は休日はパチンコに子どもを家に残して行くため、先日は弟が高熱を出しても、医療機関に連れて行くことが出来なかった。
- 父親から「弟も育てられないのか、役立たずが」と理不尽に怒声を浴びせられる。
- 何度か親戚に本児が助けを求めたことがあったが、母親から「私だって祖母から同じように育てられてきた。女なら当たり前だ。育ててやってるぶんだけ感謝しろ」と言われ、本児としては以後口をつぐんでしまった。
- 本児中学2年時に本児の顔色が暗いことに気がついた担任が本児に話を聞いたところ、家庭で両親から拒絶され居場所がないこと、ご飯を与えられていないこと（それにより中学の給食をガツガツ食べていた）、また弟の面倒を一人で見ていることを話した。
- 本児は異性に対して異常な恐怖感があることや、体育などで着替える際も服を脱ぐのを嫌がるが多かった。

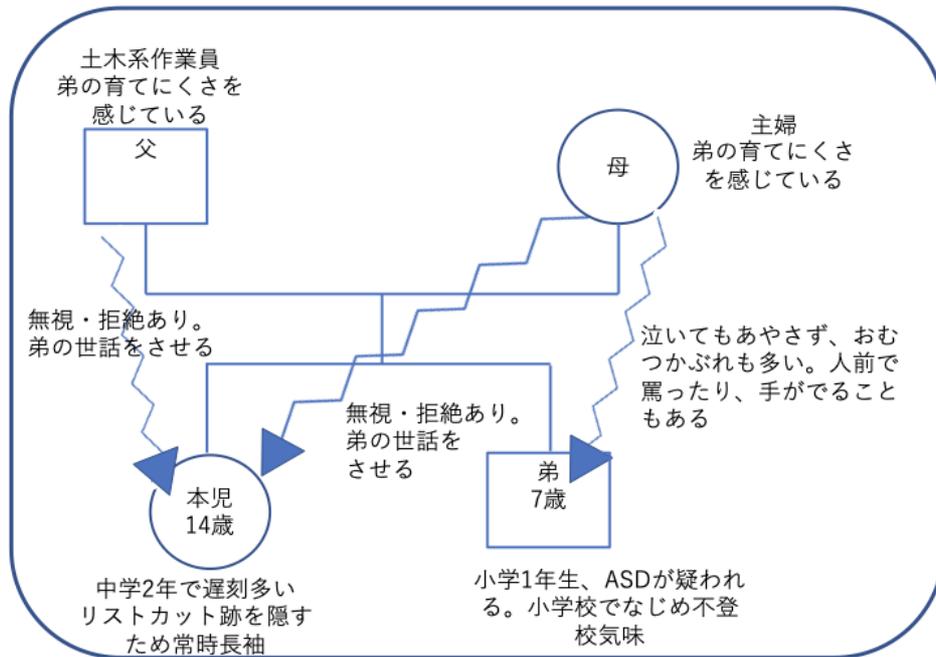
家族構成

- 母：
 - 主婦。弟が小さい頃から弟の育てにくさを感じており、弟が泣いてもあやさずオムツかぶれがひどく、母は弟に人前で児童を罵ったり手を上げたりする。
 - 基本的な弟の世話や家事は本児にさせている。
- 父：
 - 土木系作業員
 - 母親と同様に、弟の育てにくさを感じているものの、療育などには入れたくないという考え方。
- 弟：7歳（小学1年生）
 - 自閉症スペクトラム症候群が疑われる。
 - 小学校でもなじめず、学校への登校拒否的。

健診・関係機関情報

- 保育園で見守りしていたが、弟が夏休みを明けた頃から本児の睡眠時間が安定せず学校を欠席しがちであり、保護者に連絡を取っても拒否的で返事がない。

- 中学の担任が自宅に行ってみても返事がない。訪問しても家族全員がいないという状況が3ヶ月続き、登録外の住所に生活の拠点がありそうという懸念もあり、3ヶ月間本児の様子を確認できていない貴施設に連絡があった。



模擬事例#11：ネグレクト・身体的虐待

● 本児（4歳女児）

- おむつかぶれがよくあり、体重がなかなか増加せず、週末を挟むと体重が減っていたこともある。
-

通告の経緯・現在の状況

- **保育園から8月20日13時に貴組織に連絡・通告あり。以下概要。**
- 本児が登園せず、保育園職員が訪問しても母親とは玄関で会うだけで、本児には3ヶ月以上会わせてもらえていない。
- 寝る時間はいつも遅く睡眠時間も安定していないため、園でもたまに朝から眠そうにしていることもある。
- 本児は6ヶ月くらい前から週明けの登園日にたびたび口の周り（上下唇）や口の中に裂傷があったが、母親は理由はわからないと話す。体重もなかなか増加せず悩んでいる。
- 母親は寝かしつけるのが大変ということで、睡眠導入剤を小さく砕いて子どもに飲ませることがあったというため、貴組織に連絡をした。

家族構成

● 母（43歳）

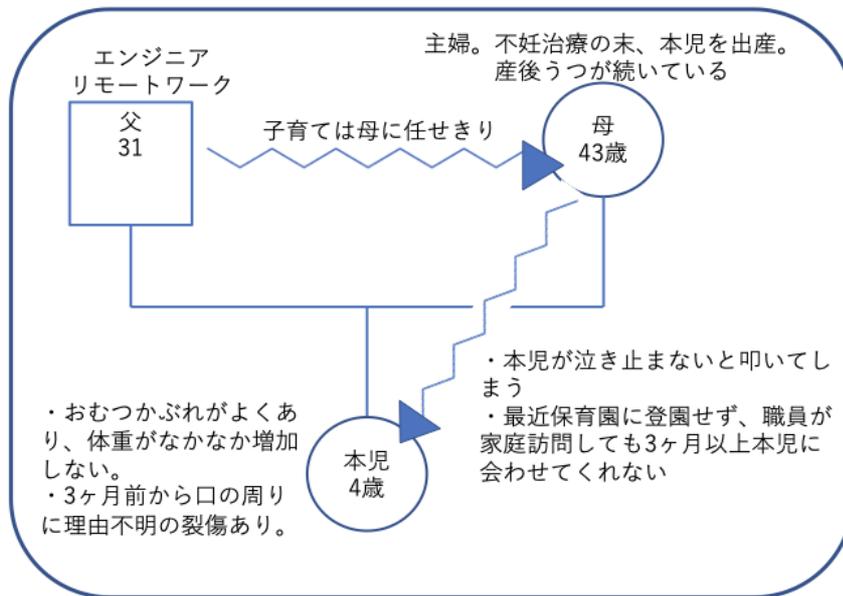
- 主婦。母親は10年近く不妊治療を続けてきてやっとできた娘。
- 産後うつが続き「世話ができない」と担任の保育士に話している。
- 児童が泣き止まない時に叩いてしまうことがある。一番追い詰められた時は、本児が寝ているときに、首に手をかけ、ダメだと思って咄嗟に手を離れたことがあるという。

● 父（31歳）

- 地元IT企業のエンジニア。出会い系アプリで母と知り合った。
- コロナ対応で自宅にてリモートワークだが、夜はほとんど趣味のフットサルにでかけ、飲んで帰ってくる。子育ては母に任せっきり。

健診・関係機関情報

- 保健センターより1歳半と3歳の健診未受診、予防接種未接種
- 保育園情報では、本児は身なりが若干不衛生で、入園児からおむつかぶれがよくあったという。体重がなかなか増加せず、週末を挟むと体重が減っていたこともある。本児は保育園の給食は無心になって食べるという。



模擬事例#12：身体的虐待・心理的虐待

- 本児：17歳男児（高校2年生）
 - おとなしく、穏やかな性格。
 - 保護者を過剰に支持する、家事をするため、部活などはしていない。
 - 学校は小中高と休みがち。いつも出席日数と単位がギリギリ。
 - 学校では2, 3人の友人とは話す程度で、他者に対する基本的信頼感が薄い。
 - 発達が比較的ゆっくりである

通告の経緯・現在の状況

- 近隣住人から3月3日22時に貴組織に連絡・通告あり。以下概要。
- 父親は飲むと暴れてしまう性格で、アパートでも隣や下の階から苦情が来る。母親は方々に謝りながら納めつつ、なんとかやり過ごしてきた。
- 3月3日20時頃、父親が母親の首をしめたところを目撃した本児が止めに入り、父親が本児の顔を平手で殴った。それにより本児は耳介部分に裂傷ができ、また鼓膜が破裂した。父親はそのことについて「邪魔した本児が悪い」と受傷を正当化している。
- 父親からは母と本児に対して「おまえらの面倒は誰が見てると思ってるんだ！ 役立たずは早く死ね」という怒鳴り、それを聞いた住人が心配になり、貴組織に連絡した。

貴組織が初期対応で得た情報

- 貴組織が翌朝家庭訪問した際に、ドアを開けた母親は疲れ切った顔で「夫は酔っ払ったまま、子どもを無理矢理つれて出て行った。まだ帰ってきていない」と話す。母親も殴られたのか、左ほおが腫れている。
- 現時点は翌日の10時でその間誰も状況を見ていない。貴組織の職員が、捜索願を警察に出してもらおうよう頼んだが、母親は「よくあることなので大事には・・・」とあまり乗り気ではない。
- 最近、父親が風邪薬だと言って何か粉末状のものを時折摂取している。昨晚も父親は酔っ払って、本児に対しても「おまえも飲め」と飲み物にその粉を入れ、無理矢理飲ませた後、本児は酩酊するような反応を見せていたという情報が母親から語られる。

家族構成

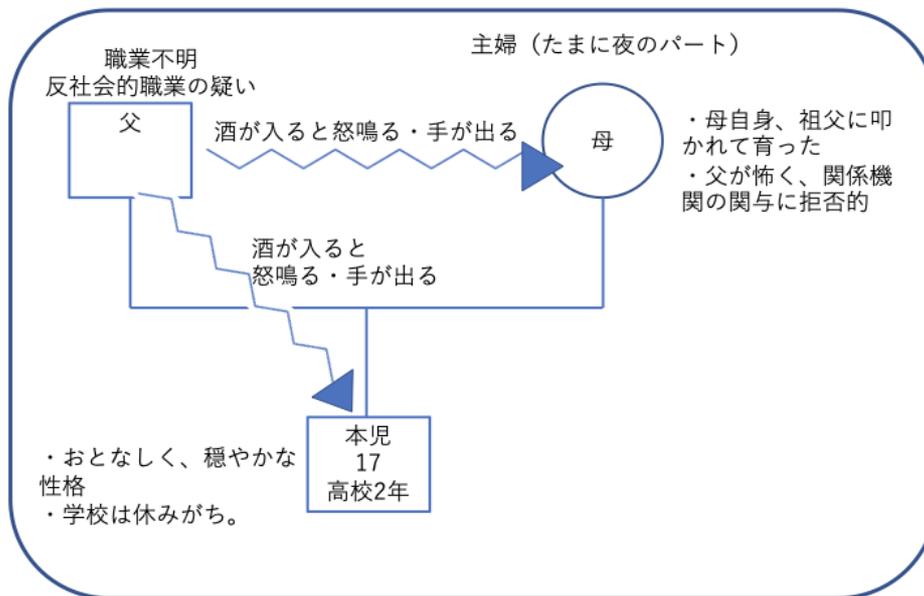
- 母：
 - 元々水商売をしており、現在主婦（たまに夜のパートあり）。客だった父と交際し、本児を妊娠したことで入籍。
 - 母は自らの父（本児からみた祖父）によく叩かれていた。
 - 父親がどこからか生活費を稼いでくるが、仕事内容は怖くて聞けない。
 - 本児の発達障害の可能性は父に知られると怖いので、受け入れできないので、貴組織の訪問をあまりよく思っていない。医療機関受診も可能なら避けたい。
- 父：
 - 仕事不明

- 反社会的な関係で働いている可能性あり。
- 誰に対してもドスのきいた声で怒鳴り散らすことが多く、特にお酒が入ると本児と母親に手がでることがあり

健診・関係機関情報

- 健診未受診のため、保健センターがフォロー。
- 予防接種については、母親の考え方があり、未接種のものがある。
- 本児幼少期から傷アザが少なからずあったが、父親がうまく隠しているからか、児童相談所に通告になったことはなかった。

模擬事例12 家族図



巻末資料(アセスメントツール構成に係る議論)

X アセスメントツール構成の詳細

第8章では有識者との議論によるセーフティアセスメントツールの構成については簡易に述べるに留めたので、ここにその詳細を記す。

X.1. アセスメントツール構成の流れ

セーフティアセスメントツールの構成を以下の流れで行った。

- ① アセスメント項目の選定 (8.2.1項)
- ② X.2. セーフティアセスメントツール第1案の作成
- ③ X.3. 有識者による議論(1)
- ④ X.4. セーフティアセスメントツール第2案の作成
- ⑤ X.5. 有識者による議論(2)
- ⑥ X.6. セーフティアセスメントツール最終案の作成 (8.2.3. 項に続く)

まず、7章までの解析結果を参考に、セーフティアセスメントツールに組み込む主な項目を選定した(①:8.2.1項)。これら選定された項目を用いて、セーフティアセスメントツールの構成を決め、第1案を作成した(②)。作成された第1案を検討委員会において有識者に評価していただき(③)、その意見をもとにセーフティアセスメントツールの第2案を作成した(④)。最後に、作成された第2案に対して再度検討委員会及びその後の有識者からの意見をいただき(⑤)、最終案を作成した(⑥)。以上①～⑥までの流れの詳細を以下の項で順次解説する。

X.2. セーフティアセスメントツール第1案の作成

前述したプロセスを経て、セーフティアセスメントツール第1案を作成した。本節では、第1案から順に、ツール構成に向けたプロセスと結果を示す。本ツールのアセスメント項目は、データという科学的エビデンスに基づくだけでなく、現場実務者による議論・検討を踏まえたものであることを強調しておく。

(1) 1枚目：一時保護要検討項目(必須入力)

通告受理から現認段階までに観察可能な事象であり、かつ児童相談所であれば一時保護の実施検討、市区町村であれば児童相談所への送致判断に直結すると考えられる重篤項目をリスト化し、評価必須項目として記載した。

この必須項目は、令和元年度の調査研究結果をもとに、「身体的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」「その他虐待」それぞれの中で重篤度が高いと現場職員から合意を得られるだろう項目を選定している。これらは、一つでも該当した場合その事例の重篤度が高い可能性が大きく、かつ緊急度も高い可能性が大きいからこそ、児童相談所であれば一時保護、市区町村であれば児童相談所への通告・送致を特に「要検討」すべき項目となる。

No.	一時保護検討項目(カテゴライズVer.)	はい	いいえ	不明
31	外傷/わずかな傷/説明されない傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	受傷起点からの時間経過	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	説明の回避/説明内容の疑念	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1	支援/介入の困難/資源不足	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	養育負担の偏り/夜間監視がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	不適切な養育環境	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	経済不安/就労不安定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	家族構成/同居人変化(35と統合?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	内縁関係/ステップファミリー/登録のない大人の出入り(34と統合?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	養育者を過剰に支持する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	児童の育てにくさ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	児童の帰宅不安/恐怖(30と統合?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	児童自身が保護・救済を求めている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	学業上での課題を抱える	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	児童が帰宅を嫌がる・拒否する(23と統合?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほめかし(★経験年数で判断がぶれる項目)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的/態度から事態改善が見込まれない(★経験年数で判断がぶれる項目)(3と5を統合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	育児スキルの不足/不履行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	怒りや突発的事態への対処困難	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	養育者の家庭外ストレス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	通告による傷つき/プレッシャー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	虐待の黙認/用語/認識欠如	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	夫婦間葛藤/対立/話し合い困難/立場が対等ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	支援者への攻撃性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	若年出産	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	過去の心理的/身体的虐待歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	きょうだいの係属歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	今までに経験したことのない事例(判断がぶれる項目)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第1案・2枚目 一時保護検討項目

No.	重篤な身体的虐待(オプション項目)	はい	いいえ	不明
身1	養育者が児童の身体の複数箇所を殴打している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身2	頭部の傷や抜毛(後頭部まで確認)、上まぶた・顔面に点状の出血や痣、目の血走りなど、児童の頭部顔面に外傷がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身3	人前での暴言暴力/泣いてもあやさない様子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身4	学校/園での心身不調の訴え	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身5	養育者に道具を用いた体罰・暴力行為がある(軽度の外傷や痕がない場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
No.	重篤なネグレクト(オプション項目)	はい	いいえ	不明
ネ1	複数種類の虐待が併発/混合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ2	虐待者が虐待行為を正当化している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ3	調査協力への無理解/非協力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ4	高齢出産(削除?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ5	児童の発達障害(疑い含む)(削除?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ6	きょうだいの差別的扱い(削除?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ネ7	地域社会からの孤立(採用?)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
No.	重篤な性的虐待(オプション項目)	はい	いいえ	不明
性1	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
性2	児童への絶え間ない叱責/拒絶/無視	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
性3	鬱状態/無気力または妄想幻覚/躁状態がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
性4	関係機関を非難/脅迫/支援の被害的受取	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
性5	不自然/複数回の転居/転入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
No.	重篤なその他虐待(オプション項目)	はい	いいえ	不明
他1	近隣トラブル/養育者社会関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他2	養育プレッシャー/育児不安/児童の障害等受容困難	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他3	DVの疑い/過去のDV相談歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他4	虐待者が虐待行為を正当化している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
No.	意思決定と判断理由	在宅支援	指導あり	一時保護
A	一時保護に関する入力時点の意思決定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B	緊急出動を行ったか	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
C	一時保護を行ったか	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
D	一時保護しなかった場合の判断理由	<input type="checkbox"/> 泣き声通告	<input type="checkbox"/> 児童が保護拒否	<input type="checkbox"/> 関係機関の反対
他	一時保護しなかった場合の理由について右の選択肢から選択、選択肢がない場合は下記の入力欄に記載してください	<input type="checkbox"/> 安全が確保	<input type="checkbox"/> 他機関が近日常問予定	<input type="checkbox"/> 保護調整が困難
		<input type="checkbox"/> 程度が軽度		

第1案・3枚目 意思決定欄とオプション項目

X.3. 有識者による議論(1)

第1案に対して検討委員より、いつ使うツールか、及び他のツールとの違いは何かについて、明確にしたほうが良いという指摘があった。また、誰が使うものなのか・どこで使うのかという点についても、さらに詳細な説明が必要という意見があった。他にも、今後のデジタル化を見据える事を第一としながらも、紙媒体で使用できるツールを作成することを改めて確認した。以下では、検討委員からの意見をまとめる。

・性的虐待の保護判断

性的虐待の項目に、被害事実が明らかになった後でないと判断できない項目がある。現状では性的虐待のガイドラインに基づいた保護判断をしており、調査保護の概念で進めるため、一時保護の判断に役立てることができない。

・選定された項目の前提

今回選抜された項目は令和元年度の知見に引き続き、本調査で集められた1447件の実データから得られた項目である。回答者には、「重篤と考えられる事例」と「重篤ではないと考えられる事例」の両方について回答してもらった。これは、あくまで1447人の回答者が重篤だと考えたということであり、必ずしもそれらが本当に重篤だったのかは別問題となる。

・現状に無い項目で追加検討を行うべき項目

現場の感覚からすると、過去に保護されたことがあるかどうか（保護歴の有無）が、重篤かどうかの重要な分岐点である印象。

・リスクの緩衝要因（Protective Factor）の検討

Differential Responseにおけるリスク項目を緩衝する要因についても検討すべきという指摘があった。しかしながら、今回は緩衝要因については明示的に取得しておらず、項目も多くなり現場の負担が増えることから、今後データ収集をする中でリスクの緩衝要因を評価することを前提にする。

一方で、今回の解析結果で選定された項目のいくつかには「はい」にチェックがついたほうが重篤度の下がる項目があった（8.2.3項参照）。具体的には、重篤度が下がる項目として、「不適切な養育環境」がある。それ自体はむしろ重篤につながる要素でも、その背景に軽度と判断される他の情報（例：不適切な養育環境であることを養育者自身が認めているなど）が取得されたことなどが、原因として考えられる。（詳細は7.4.3項参照）これらの項目については、今後データが溜まってきた段階で追加検討が必要であるが、リスクの緩衝要因に準じた位置づけでセーフティアセスメントの第2案にも残すこととした。

・一時保護しなかった場合の理由をデータ化

一時保護しなかった場合はどのような理由が考えられるのか、現場の実情を反映させるために、データとして蓄積することが重要である。ただし、行政文書として公になるのであれば、率直な理由を述べにくい場合もある。

- ・心理的虐待が入っていないこと

本セーフティアセスメントには、心理的虐待が入っていないという指摘を受けた。心理的虐待は、身体的虐待と同等の脳へのダメージがあることは以前から指摘されており、子どもに対する心理的ダメージは許容できないものと考えられる。しかしながら、本調査研究のセーフティアセスメントのスコップとして、命の安全を守るための一時保護を重要視しているため、心理的虐待に対応することよりも、身体的虐待などに対する児童の命の安全を最優先に一時保護が必要かどうかを判断することが目的であることを説明した。

- ・本セーフティアセスメントに含まれていない項目でも、保護を検討すべき項目がある

本セーフティアセスメントに含まれていないからといって、保護しないでよいわけではないことを、明示的に示す必要があるという指摘を受けた。これは指摘の通りで、最終的には現場の「人」によって保護の要否（市区町村では児相への送致）を判断することが重要である。本アセスメント項目が全てとは限らない点を、明示することとした。

- ・本調査だけではサンプルサイズとして限界があり、網羅性については今後の検証が必要

今回のセーフティアセスメントは、令和元年度調査の事例と本調査の事例からデータを元に選定された項目であるが、そのデータに含まれていない項目はカバーできていない。調査の限界でもあることから、本セーフティアセスメントが全ての事例特徴を網羅しているわけではないという限界を、前提として明示すべき。

- ・セーフティアセスメントは今後もアップデートしていくこと

本セーフティアセスメントは、ある程度、重篤度が高い児童虐待ケースがどのようなものであるかの判断基準と一時保護の必要性について、組織間で合意が取れる点をデータに基づいて明示したものである。しかし、今後データを蓄積していくことで、検証することはもちろん、今後の死亡事例検証の結果や全国児童相談所所長会などの意見、その他調査研究の結果を鑑み、考慮すべき内容を付け足し、アップデートしていくことが前提である。

- ・市区町村が送致するケース

市区町村が送致するケースには2種類ある。一つは緊急保護の依頼であり、もう一つは専門的判断である。後者は保護が要るかどうかも含めた判断を児童相談所にしてほしいという依頼を意味する。つまり、市区町村自身では究明できていないものがあるから、そこについて児童相談所に確認して欲しい場合もあるということである。したがって、市区町村にとって「一時保護をしてくれ」という児童相談所への一時保護の要請ではなく、一時保護の依頼としての児童相談所への通告または送致となるので、その点を明記すべき。

- ・新生児に関するリスク評価が少ないこと

新生児について、子ども側の要素や正解がほとんどないことについて指摘を受けた。これはご指摘の通りであり、今回新生児に関する項目も調査したが、重篤度の予測精度に貢献する項目があまりなかったため、選定項目からは外れている。新生児は死亡事例検証においても重要度が高い項目であり、非常に重要であると認識している。一方で、今回のセーフティアセスメントには、全年齢を対象にあらゆる種別を網羅し、ある一定程度の重篤度の予測精

度を達成するという目的がある。そのため、新生児に関する項目は第2案でのオプション項目、またはガイドラインに検討すべき点をまとめる程度に留めることとする。

- ・補完的な、虐待種別毎の項目について

追加の項目として(オプション項目)、各種重篤な虐待種別のそれぞれを予測するのに貢献する項目を補足的に用意した。しかし、各虐待種別に分けたオプション項目は、データの特性上、他の虐待とも重複する項目があるため、種別毎に分けなくても良いのではという指摘を受けた。第2案では、種別毎のオプションは外し、項目数を検討しなおすこととする。

- ・検討委員による項目の追加・修正

選定された項目を元に、現場実務者と研究者を含んだ有識者検討委員による議論を行った。主に「どのように運用されるか」「現場感覚と合致するか」「文言の意図が伝わるか」といった観点で、様々な意見が出された。特に、現場の視点から、項目の追加・修正・削除が必要なものはないか検討し、現場からも合意が得られるだろう項目を残した。

X. 4. セーフティアセスメントツール第2案の作成

検討委員会の意見を経て、第2案を作成した。主な変更点として、補完的な虐待種別毎の項目を削除し、結合できる項目をまとめ、項目数を減らした。項目の統合と調整については、以下の手順で行った。

- ・項目統合と調整

選定された項目について、相関が高いまたは似たような概念を測定している項目について、統合と削除を行った。また、Signed Global SHAP を用いて、該当することで重篤事態の予測確率が下がる、つまり、より重篤でないことに貢献する項目（緩衝要因）についても検討を行い、それらを明示することとした。Global SHAPが高い項目は、Aランクとし、入力必須項目として設定した。Aランクの次点として、重篤かどうかの予測に寄与する項目をBランクとし、自治体や組織により任意入力として設定した。

最終的に、一時保護検討項目（Bランク）として、33項目が選定された。

表面：一時保護要検討項目

第1案と代わらず、重篤な虐待を示す一時保護要検討項目を明示した。性的虐待については「性的虐待対応のガイドライン（正しい引用を確認）」に準じるよう記載を追記した。

裏面：一時保護検討項目と意思決定項目欄

入力必須のAランクと、入力任意のBランクを分けて記載した。また一時保護の意思決定と結果を2枚目(裏面)に移動し、A4両面1枚で活用頂けるようレイアウトを工夫した。

X.5. 有識者による議論(2)

ツール第2案に対する検討委員の指摘を、以下に示す。

- ・表面の一時保護要検討項目の文言を、「養育者」「児童」などカテゴリ毎に分類し、各項目について内容に変更がない形で表現などを修正すること。

- ・重篤ネグレクトについては、標準体重・身長に対する-2SD以下のFailure to Thriveの問題を含めること。

- ・「性的描写のある物品を児童の見える状態にしている行為」
「児童に対して卑猥な言葉を発する行為」
「児童が年齢不相応な性的興味・関心および知識を持っている」

について、隠れた性的虐待を見逃さないための情報として重要、かつ虐待行為として保護者指導の対象になりうるが、それ単体のみで実際に調査保護となることは少ないのではないかと考えられる。もちろんその状況次第で「調査保護の要否を検討」しうるが、市区町村において「児童に対して卑猥な言葉を発する行為があるので児相に事案送致する」と軽重を考えずに判断されないかが危惧される。

- ・「児童に性感染症や性器・肛門・下腹部の傷がある」

について、実際には児童に性非行がある場合や、垂直感染の性感染症など、明確な事情もありうる。そのため、それらの事情が含まれてしまうような解釈がなされないよう、「説明のつかない傷がある」という言葉を加えてもよいと考えられる。

- ・「児童に自傷行為や自殺企図がある」

について、虐待以外に児童の精神疾患によるものもあり、その場合一時保護よりは入院対象になることが多いように思われる。「児童に自傷行為や自殺企図があるが、保護者が適切な医療受診をさせていない」と文言を変更してもよいと考えられる。

- ・一時保護検討項目21の「わずかな傷」はどのような趣旨で入っているのか？

わずかな傷だからと言って軽視しないように、というのはわかるが、リスクが高い理由がわかりにくい。

- ・一時保護検討項目43、68、98は必須Aランク「重篤なその他虐待に該当確認」の項目と重複しているので、削除してよいのでは。

- ・項目の表現や表記がわかりにくい。表記が統一されていなかったり、1行に複数項目を含む箇所がある。また、正確な日本語表現を使うべきである。例えば「内臓損傷、または出血」ではなく、「内臓に損傷、または出血がある」としては。

- ・項目の文言が示す意図やツールの使い方について、誤解が生まれないように、しっかりと説明することが大切である。また、留意事項や活用方法を示すガイドブックの存在が非常に重要である。

- ・児童相談所は一時保護の検討、市区町村は「一時保護の依頼」を行うために児相への通告/送致を行う、という表現を含めること。

- ・ガイドブックに、市区町村から児相への一時保護要請（これにチェックがつくから児相で一時保護をすること）ではなく、一時保護の検討を依頼（一時保護が必要か判断頂きたい）する旨を明記する。

- ・意思決定欄については1枚で児童相談所、市区町村が使うものである。市区町村から児相への送致の結果、児相で一時保護しない場合も当然ある。両組織の判断としてすり合わない部分があった場合は、それ自体をデータとして蓄積・評価していくことをガイドブックに明記する。また、児童相談所と市区町村で協力して対応にあたることが重要だ。

X.6. セーフティアセスメントツール最終案の作成

検討委員からの指摘をふまえて、最終案を作成した。各項目の文言は、状況や意図が正確に伝わるように修正し、なるべく表記を統一した。また、「重篤なその他虐待に該当確認」の項目と重複する一時保護検討項目43・68・98を、削除した場合の性能をシミュレーションした。解析の結果、これらの項目を削除しても、重篤であるかどうかの予測性能に大きな影響はなかったため、除外した。

また、利用において懸念される事項については、なるべくガイドブックに明記した。

最終案についての詳細は、8.2.3とガイドブックを参照されたい。

研究代表者：高岡 昂太

所属：国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 確率モデリング研究チーム 主任研究員

事業担当者：北條大樹・山本直美・難波圭佑・椎名拳太・飛澤和則・柳百合子・遠藤有悟・

坂本次郎・貫万里子・古川結唯・坂上佐知子・松村茜音・北村光司・本村陽一

所属：国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 確率モデリング研究チーム

検討委員（五十音順）：

氏名	所属・役職等
青木直子	大阪府大阪市こども相談センター
大沼吹雪	秋田県横手市役所 市民福祉部 子育て支援課
奥村理加	東京都八王子児童相談所
奥山真紀子	子どもの虐待防止センター
加藤曜子	流通科学大学 人間社会学部
佐藤和宏	神奈川県中央児童相談所
清水正哉	三重県南勢志摩児童相談所
鈴木聡	三重県児童相談センター
多田基哉	山口県健康福祉部 こども・子育て応援局
田中淳一	東京都中野区子ども家庭支援センター
出路幸夫	神奈川県川崎市北部児童相談所
畠山由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科
福田滋	大阪府吹田子ども家庭センター
薬師寺真	岡山県保健福祉部 子ども家庭課
山本恒雄	母子愛育会愛育研究所
渡邊直	千葉県柏児童相談所

オブザーバー（五十音順）：

氏名	所属・役職等
内山忍	三重県子ども虐待対策・里親制度推進監
宮崎太一	三重県南勢志摩児童相談所
村田宣彦	三重県児童相談センター
脇田委子	三重県児童相談センター

